イスラエル	イラク	イラン	オマーン	カタール	クウェート	サウジアラビア	シリア	トルコ	バーレーン	ヨルダン
シェケル	イラク・ディナール	リアル	オマーン・リアル	カタール・リヤール	クウェート・ディナール	リヤール	シリア・ポンド	トルコ・リラ	バーレーン・ディナール	ヨルダン・ディナール
25	11,000	1,900,000	3	28	2.5	30	9,650	65	3	5
25	11,000	1,900,000	3	28	2.5	30	9,650	65	3	5
2	1,000	200,000	0.5	3	0.5	5	900	5	0.5	1

レバノン	アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エジプト	エチオピア	エリトリア	ガーナ	ガボン	カメルーン	ギニア
レバノン・ポンド	アルジェリア・ディナール	クワンザ	ウガンダ・シリング	エジプト・ポンド	ブル	ナクファ	ガーナ・セディ	ＣＦＡフラン	ＣＦＡフラン	ギニア・フラン
12,000	1,100	4,900	28,000	120	322	116	44	4,000	4,000	76,000
12,000	1,100	4,900	28,000	120	322	116	44	4,000	4,000	76,000
1,000	100	400	3,000	10	29	11	4	1,000	1,000	7,000

ケニア	コートジボワール	コンゴ民主共和国	ザンビア	ジブチ	スーダン	セーシェル	セネガル	タンザニア	チュニジア	ナイジェリア
ケニア・シリング	ＣＦＡフラン	コンゴ・フラン	クワチャ	ジブチ・フラン	スーダン・ポンド	セーシェル・ルピー	ＣＦＡフラン	タンザニア・シリング	チュニジア・ディナール	ナイラ
850	4,000	15,100	161	1,400	2,135	139	4,000	18,000	21	2,950
850	4,000	15,100	161	1,400	2,135	139	4,000	18,000	21	2,950
100	1,000	1,400	15	100	195	13	1,000	2,000	2	250

ナミビア	ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ	マリ	南アフリカ共和国	南スーダン	モーリシャス	モーリタニア
ナミビア・ドル	ＣＦＡフラン	ＣＦＡフラン	プラ	アリアリ	マラウイ・クワチャ	ＣＦＡフラン	ランド	南スーダン・ポンド	モーリシャス・ルピー	ウギア
114	4,000	4,000	85	30,000	5,900	4,000	115	2,020	320	300
114	4,000	4,000	85	30,000	5,900	4,000	115	2,020	320	300
10	1,000	1,000	10	3,000	500	1,000	10	180	30	50

モザンビーク	モロッコ	リビア	ルワンダ
メティカル	ディラム	リビア・ディナール	ルワンダ・フラン
520	70	31	7,600
520	70	31	7,600
50	5	3	700

附　則

1　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　エルサルバドル及びジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

○外務省令第三号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項並びに旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月十八日

外務大臣　林　芳正